

令和2年第7回瑞穂市教育委員会定例会 次第

令和2年7月29日

開会

- 日程第1 令和2年第6回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第6号 瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改定について
- 日程第4 報告第7号 瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について
- 日程第5 報告第8号 令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定こどもに係る緊急副食援助費交付要綱の制定について
- 日程第6 報告第9号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第7 報告第10号 瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 日程第8 報告第11号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第35号 瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱の制定について
- 日程第10 議案第36号 瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について
- 日程第11 議案第37号 令和3年度使用小学校及び中学校用教科用図書の岐阜地区採択について
- 日程第12 教育長の報告
- 日程第13 そ の 他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について

令和2年8月26日（水）午後2時00分から

閉会

報告第6号

瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改定について

瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改定について、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定により、瑞穂市の実現化をめざすため基本方針を策定し、その改定内容について瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第2項の規定により、瑞穂市教育委員会へ報告する。

令和2年7月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例の改正を受け、市の基本方針を一部改定したため瑞穂市教育委員会へ報告するもの。

報告第7号

瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則について

瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和2年7月29日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年休校期間となる8月も授業が実施され、これに伴い例年には発生しなかった8月分の給食費が発生することとなったが、保護者の負担を軽減するため小中学校の児童生徒の令和2年8月分の給食費を徴収しないよう、瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正するもの。

瑞穂市給食センター運営規則の一部を改正する規則

瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第3号中「幼稚園児」を「幼稚園の園児」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年8月分の給食費の特例）

- 5 令和2年8月分の給食費（小学校の児童及び中学校の生徒の給食費に限る。）については、第4条第3項第1号中「4,020円」とあるのは「0円」と、同項第2号中「4,740円」とあるのは「0円」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

瑞穂市給食センター運営規則（平成19年瑞穂市教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(給食費)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) ～ (2)</p> <p>(3) <u>幼稚園の園児及び職員</u> 月額3,710円</p> <p>(4)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(令和2年8月分の給食費の特例)</u></p> <p>5 <u>令和2年8月分の給食費（小学校の児童及び中学校の生徒の給食費に限る。）については、第4条第3項第1号中「4,020円」とあるのは、「0円」と、同項第2号中「4,740円」とあるのは「0円」とする。</u></p>	<p>(給食費)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) ～(2)</p> <p>(3) <u>幼稚園児等及び職員</u> 月額3,710円</p> <p>(4)</p>

報告第 8 号

令和 2 年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について

令和 2 年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和 2 年 7 月 2 9 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受け、経済的に困難な状況にある保育所等を利用する子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

瑞穂市告示第156号

令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱
を次のように定める。

令和2年7月27日

瑞穂市長 森 和 之

令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、経済的に厳しい状況にある保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設又は企業主導型保育施設（以下「保育所等」という。）を利用する子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費（以下「副食援助費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 特定地域型保育事業所 法第29条第1項に規定する特定地域型保育の事業を行う事業所をいう。
- (4) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づく施設の設置等に係る都道府県知事への届出を行った施設をいう。
- (5) 企業主導型保育施設 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく施設のうち法第59条の2第1項の規定による助成を受けているものをいう。
- (6) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第1項に規定する認定を受けている保護者をいう。

(交付対象者)

第3条 この告示による副食援助費の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に住所を有し、保育所等を利用する子どもの教育・保育給付認定保護者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等で

次の各号のいずれかの貸付け又は給付金の支給決定を令和2年3月1日以後に受けている者とする。

- (1) 各都道府県社会福祉協議会による緊急小口資金の貸付け
- (2) 各都道府県社会福祉協議会による総合支援資金のうち生活支援費の貸付け
- (3) 瑞穂市住居確保給付金事業実施要綱（令和2年瑞穂市告示第132号）による住居確保給付金の支給
（交付の範囲）

第4条 交付の対象となる副食費は、交付対象者に係る児童が令和2年8月から令和3年3月までに利用する施設から食事の提供を受けた場合に交付対象者が保育所等に支払うべき副食費とする。ただし、保育所、認定こども園及び特定地域型保育事業所を利用する3歳未満の子どもの副食費は、交付対象者が当該保育所等に支払うべき利用者負担額とし、認可外保育施設及び企業主導型保育施設を利用する3歳未満の子どもの副食費は、交付対象者が当該保育所等に支払うべき月額利用料とする。

2 前項の規定に関わらず、交付対象者が市内に住所を有していない期間に利用した保育所等に支払うべき副食費は、交付の対象としない。

3 第1項の規定に関わらず、交付対象者が他に保育所等に支払うべき副食費について、他に助成を受けている副食費は、交付の対象としない。

（交付の方法）

第5条 副食援助費の交付は、交付対象者に対して副食援助費を支給することによって行うものとする。

（副食援助費の額）

第6条 副食援助費の額は、1月につき、児童1人当たり3,000円（交付対象者が現に支払った副食費の額が3,000円を下回る場合には、現に支払った副食費の額）とする。

（副食援助費の支給の申請）

第7条 副食援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急副食援助費交付申請書（様式第1号）に次の各号のいずれかの書類を添付し、令和3年3月末日までに、市長に第9条にあわせて、提出するものと

する。

(1) 生活福祉資金貸付決定通知書

(2) 住居確保給付金支給決定通知書

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、緊急副食援助費交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(副食援助費の請求)

第9条 申請者は、副食援助費の支給の決定の通知を受けたときは、緊急副食援助費請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。ただし、瑞穂市保育所条例（平成15年瑞穂市条例第74号）第2条に規定する施設以外を利用する子どもの交付対象者は、支払った副食費の額を証する書類を添付するものとする。

(副食援助費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により副食援助費の交付を受けた者があるときは、その者に対し、その交付した額の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、副食援助費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

緊急副食援助費交付申請書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

㊞

電 話

対象児童との続柄

令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により申請します。なお、副食援助費の交付に係る審査のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び要綱第3条に規定する交付対象者としての要件（貸付け又は給付金の支給）について調査・確認することに同意します。

1 対象児童氏名 _____

2 利用施設名 _____

3 申請期間 年 月 から 年 月

添付書類（以下のいずれかの書類）

（1）生活福祉資金貸付決定通知書

（2）住居確保給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

瑞穂市長



緊急副食援助費交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった副食助成費については、次のとおり決定したので、令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱第8条の規定により通知します。

1 支給決定対象児童

氏名 _____

施設名 _____

決定期間 年 月 から 年 月

2 却下の理由

緊急副食援助費請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者（保護者）

住 所

氏 名

㊞

電 話

対象児童との続柄

令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱第9条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額

対象児童氏名	施設名	利用月	支払った副食費(a)	aと3,000円を比較し、少ない額(b)
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円
		年 月	円	円

請求額
(bの合計) 円

2 振込先

金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行		信用金庫		本店	
	普通	当座	農協	信用組合	支店	出張所
	納税	貯蓄	口座番号			
ゆうちょ銀行	記号		番号			
フリガナ						
口座名義人						

添付書類

申請者が支払った副食費等の額を証する書類（瑞穂市立保育所を利用するものは不要）

報告第9号

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示について
瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育会に報告する。

令和2年7月29日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

私立保育所等が実施する新型コロナウイルス感染症対策について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	感染拡大防止を図る市内所在の保育所等	令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱別表に定める基準額の範囲内	事業完了後
--------------------------	--------------------	---	-------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱（平成18年瑞穂市告示第32号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
補助金の種類	補助要件	補助要件	補助金の請求
低年齢児保育促進事業補助金	低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在認定子ども園及び保育所	低年齢児保育のための保育士を年度当初から加配し、当該年度の5月初日から3月初日までの間、保育士配置基準で1.0以上の保育士加配が必要となる数の低年齢児が入所した市内所在認定子ども園及び保育所	補助金の請求 年2回
利用者支援事業補助金	利用者支援事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て支援事業を利用者支援事業を実施する市内所在の保育所等	補助金の請求 年2回
延長保育対策費補助金	延長保育事業を実施する市内所在の	子ども・子育て支援事業を実施する市内所在の	補助金の請求 年2回

一時預かり事業費補助金	保育所等	紙第3欄に定める基準額の範囲内
一時預かり事業費補助金	一時預かり事業を実施している保育所等	子ども・子育て交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内
地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内
運営費補助金	市内所在の保育所等で保育事業を実施するに必要な運営費用	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内
療育支援体制強化事業費補助金	療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所	岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内
保育所等業務効率化推進事業費補助金	保育士の業務負担を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機	保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）

一時預かり事業費補助金	保育所等	紙第3欄に定める基準額の範囲内
一時預かり事業費補助金	一時預かり事業を実施している保育所等	子ども・子育て交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内
地域子育て支援センター事業費補助金	地域子育て支援センター事業を実施する市内所在の保育所等	子ども・子育て交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額の範囲内
運営費補助金	市内所在の保育所等で保育事業を実施するに必要な運営費用	市長が別に定めるところにより算定した額の範囲内
療育支援体制強化事業費補助金	療育支援補助者を配置する認定こども園及び保育所	岐阜県療育支援体制強化事業費補助金交付要綱別表に定める基準額の範囲内
保育所等業務効率化推進事業費補助金	保育士の業務負担を軽減するため、①保育に関する計画・記録に関する機	保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）

<p>能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等</p>	<p>能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等</p>
<p>保育体制強化事業補助金</p>	<p>保育体制強化事業補助金</p>
<p>保育環境改善等事業補助金</p>	<p>保育環境改善等事業補助金</p>
<p>能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等</p>	<p>能、②園児の登園及び降園の管理に関する機能及び③保護者との連絡に関する機能を有するシステムを導入する市内所在の保育所等</p>
<p>保育体制強化事業補助金</p>	<p>保育体制強化事業補助金</p>
<p>保育環境改善等事業補助金</p>	<p>保育環境改善等事業補助金</p>

<p>保育補助者雇上 強化事業補助金</p>	<p>機器の購入等を行 う保育所等（新型コ ロナウイルス感染 症対策として行う ものに限る。） 保育補助者の雇上 げを行う保育所等</p>	<p>基準額の範囲内</p>	<p>年2回</p>
<p>新型コロナウイルス 感染症緊急 包括支援事業費 補助金</p>	<p>感染拡大防止を 図る市内所在の保 育所等</p>	<p>令和2年度新型コロ ナウイルス感染症 緊急包括支援交付 金（介護・福祉分） 交付要綱別表に定 める基準額の範囲 内</p>	<p>事業完了後</p>
<p>保育補助者雇上 強化事業補助金</p>	<p>機器の購入等を行 う保育所等（新型コ ロナウイルス感染 症対策として行う ものに限る。） 保育補助者の雇上 げを行う保育所等</p>	<p>基準額の範囲内</p>	<p>年2回</p>
<p>保育補助者雇上 強化事業補助金</p>	<p>機器の購入等を行 う保育所等（新型コ ロナウイルス感染 症対策として行う ものに限る。） 保育補助者の雇上 げを行う保育所等</p>	<p>基準額の範囲内</p>	<p>県補助金交付要綱 別表5項1号の知事 が別に定めるとこ ろにより算定した 額の範囲内</p>

報告第10号

瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり瑞穂市教育会に報告する。

令和2年7月29日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

民間放課後児童クラブ等が実施する新型コロナウイルス感染症対策について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（令和2年瑞穂市告示第4
8号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	感染拡大防止を図る市内所在の放課後児童クラブ等	令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱別表に定める基準額
--------------------------	-------------------------	---

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（令和元年瑞穂市告示第48号）新旧対照表

改正後（案）

現行

別表（第5条関係）

補助金の種類	補助要件	算定基準
放課後児童健全育成事業補助金	事業を実施する市内所在の放課後児童クラブ等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額
小規模児童クラブ事業実施補助金	事業を実施する利用人数が10人に満たない、市内所在の放課後児童クラブ等	小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業実施要綱別表に定める基準額
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る市内所在の小規模児童クラブ等		令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）
緊急包括支援事業費補助金		交付要綱別表に定める基準額

別表（第5条関係）

補助金の種類	補助要件	算定基準
放課後児童健全育成事業補助金	事業を実施する市内所在の放課後児童クラブ等	子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙第3欄に定める基準額
小規模児童クラブ事業実施補助金	事業を実施する利用人数が10人に満たない、市内所在の放課後児童クラブ等	小規模児童クラブ・季節児童クラブ事業実施要綱別表に定める基準額

報告第 1 1 号

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和 2 年 7 月 2 9 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

令和 2 年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱の制定のため。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成15年
瑞穂市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の表教育長の項中「（令和2年瑞穂市告示第48号）」の次に「、令
和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱（令
和2年瑞穂市告示第156号）」を加える。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成15年瑞穂市規則第48号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>(補助執行)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。</p>		<p>(補助執行)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。</p>	
職員	補助執行事項	職員	補助執行事項
教育長	<p>略</p> <p>6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告示第22号)、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市私立保育所等施設整備補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用無料無料化事業実施要綱(平成30年告示第49号)、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第36号)、瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱(令和2年瑞穂市告示第48号)、<u>令和2年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱(令和2年瑞穂市告示第156号)</u>に係る補助金の交付手続に関すること。</p> <p>略</p>	教育長	<p>略</p> <p>6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告示第22号)、瑞穂市私立保育所 補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市私立保育所 施設整備補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、瑞穂市多子世帯病児・病後児保育利用無料無料化事業実施要綱(平成30年告示第49号)、瑞穂市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第36号)、瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱(令和2年瑞穂市告示第48号) _____ _____に係る補助金の交付手続に関すること。</p> <p>略</p>

議案第 35 号

瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱の制定について

瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 10 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 7 月 29 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市立の小学校、中学校で児童生徒の学習に対する理解や興味・関心の向上に寄与するボランティアを確保することを目的に登録方法など要綱を制定するもの。

瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱

(目的)

第1条 この告示は、瑞穂市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）で児童生徒の学習に対する理解や興味及び関心の向上に寄与するボランティア（以下「学校支援ボランティア」という。）を確保することを目的とする。

(活動内容)

第2条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の校長の意見を踏まえ、学校支援ボランティアで対象となる活動内容を決定する。

2 対象となる活動内容は、次に掲げるものとする。活動内容は、児童生徒に直接かかわるもの又は児童生徒の安全上の配慮を目的としたもので、資格を要する専門的なものを除く。

- (1) 学習等の支援
- (2) 学校行事等の支援
- (3) 施設設備等の支援
- (4) 学校環境等の支援

(募集)

第3条 教育委員会は、前条第2項各号のいずれかに該当する活動を希望する者を募集する。

(要件)

第4条 学校支援ボランティアとして活動する者は、学校の教育活動又は児童生徒の支援等に関心のある者で、応募の時点で満18歳以上の者とする。

(登録)

第5条 学校支援ボランティアを希望する者は、瑞穂市学校支援ボランティア申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出する。

2 教育委員会は、申請書の提出を受けたときは、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、瑞穂市学校支援ボランティア登録簿（様式第2号。以下「登録簿」という。）に登録する。

3 登録簿への登録は、学校支援ボランティアの活動を希望する学校（以下「活動先学校」という。）の校長に委任することができる。

4 前項の規定により委任された校長又は次条第2項の規定により情報の提供

を受けた校長は、活動先学校の登録簿に登録する。

(情報提供)

第6条 登録簿に登録された学校支援ボランティア（以下「登録者」という。）

は、活動先学校への情報の提供について承諾をしたものとする。

2 教育委員会は、申請書に記載された情報の写しを活動先学校の校長に提供する。

3 教育委員会及び活動先学校の校長（以下「校長」という。）は、申請書及び登録簿の内容について、当該学校支援ボランティアの活動に必要な業務以外に使用する場合は、登録者の承諾を得るものとする。

(登録期間)

第7条 学校支援ボランティアの登録期間は、登録のあった年度末までとする。

2 学校支援ボランティアを継続する登録者は、再度申請書を提出し更新をするものとする。ただし、最初に提出した申請書の内容に変更のない場合は、必要となる項目以外について省略することができる。

3 教育委員会は、登録期間中において登録者より辞退の申出があった場合は、速やかに登録簿から抹消するとともに校長へ通知する。

(登録者の責務)

第8条 登録者は、活動で知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その活動を退いた後も同様とする。

2 登録者は、活動に当たって校長の指示する注意事項を守らなければならない。

(登録の取消し)

第9条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、登録を取消することができる。

(1) 公序良俗を乱す行為又はそのおそれがある行為を行った場合

(2) 政治的又は宗教的目的の行為を行った場合

(3) 営利を目的とした行為を行った場合

(4) 学校支援ボランティアの活動に著しく支障があると認められた場合

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消した場合、瑞穂市学校支援ボランティア登録抹消通知書（様式第3号）により当該登録者に通知するも

のとする。

(活動)

第10条 校長は、登録者の情報を元に直接登録者に依頼し、活動内容や日程などの詳細について、登録者と調整する。

2 校長と当該登録者の間で活動内容について合意が得られた場合に、活動を開始することができる。

3 校長は、登録者が活動を開始する場合、瑞穂市学校支援ボランティア活動記録簿（様式第4号）に記載する。

4 校長は、年度末において瑞穂市学校支援ボランティア活動報告書（様式第5号）により教委委員会に報告をする。

(費用)

第11条 活動にかかる費用は、無償とする。

2 校長は、第2条第2項各号に掲げる支援に必要な材料の経費について特に必要と認める場合は、予算の範囲内で負担することができる。

2 教育委員会は、活動先学校の登録簿の提出により社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険に加入する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

瑞穂市学校支援ボランティア申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

㊟

以下の通り、瑞穂市学校支援ボランティア（新規・更新）へ申請をします。

（次の内容に変更のない場合は、省略が可能です。）

生年月日	年 月 日生（ 歳）	性 別	男・女
連絡先	TEL（ ） - （自宅・勤務先・携帯電話） FAX（ ） - メールアドレス		
活動の分野	1. 学習等の支援（ ） 2. 学校行事等の支援（ ） 3. 施設設備等の支援（ ） 4. 学校環境の支援（ ） 5. その他（ ） ※番号に○を付けてください。また、（ ）に具体的に希望される活動をご記入ください。 複数選択可です。		
活動場所	1. 穂積小学校 2. 本田小学校 3. 牛牧小学校 4. 生津小学校 5. 南小学校 6. 中小学校 7. 西小学校 8. 穂積中学校 9. 穂積北中学校 10. 巢南中学校 11. その他（市内全域、（ ）小学校校区、（ ）中学校校区、その他（ ）） ※番号に○を付けてください。 複数選択可です。		
活動可能日時	1. 曜日： 月・火・水・木・金・土・日・いつでも・（ ）期間 2. 時間： 午前・午後・（ ）時（ ）分～（ ）時（ ）分・いつでも 3. その他（ ）		
活動の実績	（ ）のボランティア、経験なし		
その他	活動に当たって要望など		

様式第3号（第9条関係）

瑞穂市学校支援ボランティア登録抹消通知書

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会 印

年 月 日付けで提出がありました、瑞穂市学校支援ボランティア登録については、瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱第9条第2項の規定により登録を取り消すことに決定したので通知します。

様式第4号（第10条関係）

瑞穂市学校支援ボランティア活動記録簿

No.	氏名	住所	実施月日 時間	場所	行事名	実施 内容	参加 人数	備考
1			/ ~					
2			/ ~					
3			/ ~					
4			/ ~					
5			/ ~					
6			/ ~					
7			/ ~					
8			/ ~					
9			/ ~					
10			/ ~					

様式第5号（第10条関係）

瑞穂市学校支援ボランティア活動報告書

年 月 日

教育委員会 宛

学校 校長 印

瑞穂市学校支援ボランティア設置要綱第10条第3項の規定により報告します。

No.	氏名	住所	実施月日 時間	場所	行事名	実施 内容	参加 人数	備考
1			/ ~					
2			/ ~					
3			/ ~					
4			/ ~					
5			/ ~					
6			/ ~					
7			/ ~					
8			/ ~					
9			/ ~					
10			/ ~					

議案第 36 号

瑞穂市いじめ問題対策委員の委嘱について

瑞穂市いじめ問題対策委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 7 月 29 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市いじめ問題対策委員を委嘱するもの。

【瑞穂市いじめ問題対策委員】

	氏名	該当選任基準	任期(2年)	備考
1	稲川 博一	弁護士	令和2年8月1日 ～令和4年7月31日	・岐阜県弁護士会より推薦
2	京極 章三	医師	令和2年8月1日 ～令和4年7月31日	・もとす医師会より推薦
3	鈴木 壮	識見を有する者	令和2年8月1日 ～令和4年7月31日	・中部学院大学教授・スポーツ健康科学部長 ・元岐阜県臨床心理士会会長
4	中谷 圭子	心理を専門とする者	令和2年8月1日 ～令和4年7月31日	・岐阜県カウンセラー協会代表

議案第 37 号

令和 3 年度使用小学校及び中学校用教科用図書岐阜地区採択について
令和 3 年度使用小学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果、令和 3 年度使用中学校用教科用図書岐阜地区採択協議会選定結果による教科用図書の採択に関する議決を求める。

令和 2 年 7 月 29 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条に基づいて岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置し、協議の上同一の教科用図書を採択するものであるため。

令和3年度使用小学校用教科用図書 岐阜地区採択協議会選定

■小学校

教科	種目名	発行者	書名
国語	国語	光村図書	こくご一上 かざぐるま こくご一下 ともだち こくご二上 たんぼぼ こくご二下 赤とんぼ 国語三上 わかば 国語三下 あおぞら 国語四上 かがやき 国語四下 はばたき 国語五 銀河 国語六 創造
	書写	光村図書	しよしゃ 一ねん、しよしゃ 二年 書写(三～六年)
社会	社会	東京書籍	新しい社会(3・4)、新しい社会 5(上・下) 新しい社会 6(政治・国際編・歴史編)
	地図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 3・4・5・6年
算数	算数	大日本図書	たのしいさんすう1ねん たのしい算数(2～6年)
理科	理科	東京書籍	新しい理科(3～6)
生活	生活	東京書籍	どきどき わくわく あたらしい せいかつ 上 あしたへ ジャンプ 新しい生活 下
音楽	音楽	教育芸術社	小学生のおんがく 1 小学生の音楽(2～6)
図画工作	図画工作	日本文教出版	ずがこうさく1・2 たのしいな おもしろいな(上・下) 図画工作3・4 見つけたよ ためたよ(上・下) 図画工作5・6 見つめて 広げて(上・下)
家庭	家庭	開隆堂	小学生 わたしたちの家庭科 5・6
保健	保健	東京書籍	新しいほけん 3・4、新しい保健 5・6
外国語	英語	東京書籍	NEW HORIZON Elementary English Course(5・6) NEW HORIZON Elementary English Course Picture Dictionary
道徳	道徳	光村図書	どうとく (1～3) きみがいちばんひかるとき 道徳 (4～6) きみがいちばんひかるとき

令和3年度使用中学校用教科用図書 岐阜地区採択協議会選定

■中学校

教科	種目名	発 行 者	書 名
国 語	国 語	光村図書	国語 1 2 3
	書 写	東京書籍	新しい書写 一・二・三
社 会	地 理	東京書籍	新しい社会 地理
	歴 史	東京書籍	新しい社会 歴史
	公 民	東京書籍	新しい社会 公民
	地 図	帝国書院	中学校社会科地図
数 学	数 学	大日本図書	数学の世界 1年 2年 3年
理 科	理 科	東京書籍	新しい科学 1 2 3
音 楽	一 般	教育芸術社	中学生の音楽 1 2・3上 2・3下
	器 楽	教育芸術社	中学生の器楽
美 術	美 術	日本文教出版	美術 1 2・3上 2・3下
保健体育	保健体育	学研教育みらい	中学保健体育
技 術 ・ 家 庭	技 術	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
	家 庭	東京書籍	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
外国語	英 語	東京書籍	NEW HORIZON English Course 1 2 3
道 徳	道 徳	日本文教出版	中学道徳 あすを生きる 1 2 3 中学道徳 あすを生きる 1 2 3 道徳ノート